

# 町職員の給与・定数管理の状況

## 職員給与の状況

### 1 人件費の状況

(平成16年度各会計当初予算)

会計区分	歳出予算額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	15年度 人件費率
一般会計	千円 4,181,000	千円 741,694	% 17.8	% 18.5
特別・事業 会 計	1,861,416	510,567	27.4	29.2
合 計	6,022,416	⑩1,252,261	20.8	21.8
平成15年度 合 計	5,978,430	⑪1,305,027	⑫-⑬	▲52,766

※人件費には、一般職の給与のほか、町長等の常勤特別職の給与、議会議員等の非常勤特別職の報酬が含まれます。

※その他、共済費や退職手当組合負担金が含まれます。

### 2 一般職員給与の状況

(平成16年度各会計当初予算)

会計名	職員数 (A)	給 与 費			一人当り 給与費 (B/A)	平成15年度 一人当り 給与費
		給 与	職員手当	計(B)		
一般会計	79	323,100	184,633	507,733	6427.0	6543.5
特別・事業 会 計	59	239,782	168,367	408,149	6917.8	7130.1
合 計	138	562,882	353,000	915,882	6636.8	6797.3

(単位：千円)

### 3 職員の平均給与月額及び平均年齢状況

(平成16年2月1日)

会計名	区 分	平均給与月額	平均年齢
一般会計	行政職	381,828円	43.0歳
	技能・労務職	393,152円	50.9歳
北星園会計	行政職	371,942円	42.0歳
国保会計	行政職	433,702円	47.8歳
介護保険会計	行政職	328,798円	35.4歳
簡易水道会計	行政職	368,067円	44.6歳
下水道会計	行政職	209,700円	26.9歳
町立病院会計	行政職	358,717円	42.4歳

※技能・労務職とは、運転技術員、公務補、寮母等の業務に従事する職員をいいます。医療職の医師、医療技術職、看護師及び准看護師職員は除いています。

※平均給与月額には、給料と職員手当が含まれます。

### 4 職員の初任給与と経験年数別平均給料月額

(平成16年4月1日現在)

区 分	初任給	経 験 年 数				
		10～15年 未 満	15～20年 未 満	20～25年 未 満	25～30年 未 満	
一 般 行政職	大 卒	170,700	269,300	341,000	382,300	408,700
	高 卒	138,800	231,700	277,600	343,600	378,600

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。(単位：円)

幌延町は、今年8月に「合併をせず、単独・自立で行く」と、町長が表明しました。

これを受け、ほろのべ自律プラン策定住民会議を立ち上げ、行政と住民の協働による「自律のまちづくり」のための方策を協議、検討しているところです。

行政改革をさらに協力に推し進め、さまざまな事務事業の見直しや制度の改革、そして町職員の適正定数管理などを進めていくことが、国、地方ともに厳しい財政状況のなか、急務となっています。

今月は、町職員（特別職・議員を含む）の給与等と、定数管理の状況についてお知らせします。

職員の給与については、平成14年度と平成15年度に続けて給与改定を行い、引下げを実施してきました。2年にわたる引下げの結果、本年度においてはほぼ民間格差のない水準となっており、このまま据え置きということになっています。

町長等の特別職の報酬については平成15年4月から、議会議員の報酬については平成16年7月から、それぞれ減額しています。

定数管理については、定年退職者等の補充を行わない等による削減を進めています。

このページについてのお問い合わせなどは、総務課庶務係（内線135・136）へどうぞ。

### 5 職員手当の状況

(平成16年4月1日現在)

退 職 手 当	支給率	自己都合	定年	国と同じ	
	勤続20年 25年 35年 最高限度	21.00月分 33.75月分 47.50月分 60.00月分	28.875月分 44.55月分 60.99月分 60.99月分		
勤 続 手 当 期 末	6月期 12月期 計	1.40月分 1.60月分 3.00月分	0.70月分 0.70月分 1.40月分	2.10月分 2.30月分 4.40月分	国と同じ
	職制上の段階、職務の等級による加算措置 有				
寒 冷 地 手 当	職員の世帯の区分や扶養親族の数に応じて支給 支給額は51,700円～200,200円(幌延町は1給地)			国と同じ	
扶 養 手 当	○配偶者 13,500円 ○扶養親族(配偶者を除く) 2人目まで1人8,000円又は6,500円 3人目から1人5,000円 ※満16歳から満22歳までの子1人につき5,000円加算			国と同じ	
住 居 手 当	○借家の場合 家賃に応じて100円～27,000円 ○自宅の場合 5,000円/月			異なる	
特 殊 勤 務 手 当	特殊勤務手当については、危険、不快、不健康等の特殊な業務に従事する職員に支給することになっています。(内容については、別掲のとおり)			異なる	
管 理 職 手 当	課長補佐職以上(一部係長にも適用) 課長職 本俸の10% 課長補佐職 9%、係長職 8%			異なる	
時 間 外 手 当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給			国と同じ	

※寒冷地手当については、支給地域の限定、支給額の引下げ、一括支給から月額制への変更などが16年度に実施されました。支給額は約4割引き下げられ、最高支給額が年額230,200円から131,900円になります。